

ひまわり



弁護士記章

ひまわりとばかりを圖案化したもので、
ひまわりは自由と正義を、
ばかりは公平と平等をあらわしています。

熊本県弁護士会会報
107号・108号合併号

H I M A W A R I





債権法改正の現在

弁護士 内川 寛

平成21年に法制審議会で民法（債権法）の改正論議が本格的に始まり、各界の意見やパブリックコメントを受けた改正案が、今年の通常国会において採択されました。この改正法は、6月2日に公布され、政令で定める日（公布の日から起算して3年を超えない範囲内で指定）から施行されることになっています。つまり、債権に関する民法の改正法は、法律としては成立しましたが、今はその周知期間あるいは速やかに新法に対応するための準備期間と言うべき段階にあり、まだ法律としての効力は生じていない状態です。3年という長期の準備期間を設けたのは、それだけ改正範囲が多岐にわたり、しかも内容的にも大改正と言えるものだからです。

改正内容について見ると、消滅時効に関する規定が整理されていますが、これは別稿で詳しく説明します。

日常生活との関係で目を引くのは、現在の民法にはなかった「約款」に関する規定が新設されたことです。例えば、生命保険や損害保険に加入すると、非常に大部な契約約款を受け取りますし、通常あまり意識しないところでは、銀行取引約款もあります。また、パソコンやスマートフォンで使用するソフトの利用規約も約款の一種です。不特定多数を相手方とする契約に用いられる定型約款について、原則として個々の条項の合意があったものとみな

すことにしつつ、信義則に反して相手方の利益を一方的に害するような条項は合意しなかった（＝無効）としたり、定型約款を一方的に変更することのできる要件を定めるなどしています。

企業経営で重要な改正点として、事業用融資の債務について、個人が保証人になる場合、その個人が法人の理事、取締役等の一定の場合を除き、事前に公証人が保証意思を確認した上で公正証書を作成していなければ、保証契約としての効力がないとされました。

その他にも、判例理論として定着したものが明文化されたものも多々あります。例えば、意思能力のない者の意思表示は無効としたり、賃借人の原状回復義務について、通常損耗ないし経年変化の範囲内であったり、賃借人の責任によらない損耗については、原状回復義務に含まれないとした点などです。

施行日までの準備期間で、こうした大改正に対応するよう、私たち弁護士も一緒に取り組んでいきたいと思います。

債権の消滅時効

弁護士 内川 寛

時の経過によって権利が消滅する「消滅時効」の規定が、今回の改正により、大きく変わりました。その中で、債権の消滅時効については、次の2原則に集約されました。①債権者が、債権を行使することができることを知った時から5年間、または②債権を行使することができる時から10年間で時効消滅することになりました。このため、旧法にあった各職業別の1ないし3年という短期消滅時効の定めや、旧商法にあった5年の商事債権の短期消滅時効の定めが削除されました。ただし、人の生命または身体の侵害による損害賠償請求権だけは、②の期間について、20年と読み替えるとされています。

債権の中でも不法行為による損害賠償請求権については、消滅時効期間について、①損害及び加害者を知った時から3年、または②不法行為の時から20年とされ、特に人の生命または身体の侵害による損害賠償請求権については、①の3年を5年と読み替えるとされました。このうち②の20年については、旧法の解釈において、時効なのか除斥なのか争いがあったため、「時効」と明記されました。改正法の適用は、改正法施行日後に生じた債権であり、その原因行為も施行日後に生じたものに限られます。それ以外は旧法が適用される点に注意が必要です。



交通事故における自賠責保険、任意保険、訴訟の関係



弁護士 小山 恭令

1 はじめに

今回は、交通事故、特に人身事故が発生した場合の賠償についてお話しします。

2 自賠責保険と任意保険について

皆様既にご存知のこととは思いますが、自動車保険には自賠責保険と任意保険とがあります。

このうち、自賠責保険は自賠法上強制加入とされており、自動車を持っている以上必ず加入しなければならない保険です。

これに対し、任意保険とは、その名のとおりに任意加入ですが、自動車を持っている多くの人が加入しているものと思われます。

これら両者の関係については、任意保険は自賠責保険の上積み保険と考えられています。

というのも、自賠責保険には支払限度額があり、傷害に関する損害は120万円、後遺障害に関する損害は等級に応じて75万円～4000万円、死亡に関する損害は3000万円が上限となります。

また、自賠責保険は「生命又は身体を害した」ことによる損害に対してしか支払われず、自動車の修理代等の物的損害に対しては支払われません。

このため、万が一交通事故を起こしてしまい、自賠責保険では賄いきれないような損害が相手に生じた場合に備えて、任意保険が上積み保険として存在するのです。

3 両保険と訴訟の関係

次に、これら2つの保険と訴訟との関係についてお話しします。

交通事故の被害者が治療費等の損害賠償を請求する場合、まず初めは、通常、相手方（加害者）の加入する任意保険会社とやり取り（交渉）をし

て賠償金の支払いを求めていくこととなります。

交渉の結果、納得できる賠償額の支払を受けられるという結論に至った場合には、相手方（加害者）との間で示談書を取り交わし、これに基づく賠償金の支払を受けることとなります。

これに対し、交渉で納得のいく賠償を得られない見込みがない場合には、通常、加害者を相手方とする訴訟によって損害賠償請求を行うこととなります。このとき、訴訟の相手方（被告）となるのは、相手の保険会社ではなく、あくまでも相手車両の運転者等の加害者自身となります。

そして、この訴訟が和解や判決によって終了した場合、合意した和解内容や確定した判決に従って、通常、相手方の加入する任意保険から賠償金が支払われることとなります。

このように、交通事故による損害賠償を求める場合には、保険会社との交渉を経て、それで解決しなければ訴訟をするという手順を踏むことが一般的ですが、各段階における賠償額の算定基準は、自賠責保険から支払を受ける場合、任意保険の保険会社との交渉で支払を受ける場合、訴訟によって支払を受ける場合でそれぞれ異なります。このうちのどの基準によるのが良いかは、自賠責保険において過失相殺が制限されていることとの関係で被害者の過失の大小によってケースバイケースであり、一概にどの基準が良いとは言えないところもあります。

このため、交通事故による賠償で悩んだ際には、弁護士などの専門家に一度相談することをお勧めします。

memo

一口メモ

弁護士費用特約

弁護士 立山 晴大

どんなに注意していても、巻き込まれてしまうことがある交通事故。交通事故に遭ってしまった場合、加害者に損害賠償を求めることになるでしょう。ところが、加害者の示した賠償額が納得のいくものではない場合があります。

そんなとき、「弁護士に相談しよう!」と考えることがあると思います。しかし、弁護士に示談交渉を依頼すると、高額な弁護士費用がかかるのではないかとこのことを敬遠される方も多いでしょう。

そのような場合、任意保険の弁護士費用特約が利用できるか確認し、早めに弁護士に依頼することをお勧めします。弁護士費用特約とは、交通事故に関する損害賠償を求める際、弁護士に依頼する費用を保険会社が負担するというものです。あらかじめこの特約に加入しておけば、弁護士費用は保険会社が負担することになるため、ご自身で弁護士費用を負担する必要はありません(300万円を上限とする場合が多いようです)。

また、家族が加入している任意保険で弁護士費用をカバーできる場合もあります。任意保険の契約内容をあまり把握しないままに契約をしている方は、一度ご自身やご家族が加入されている任意保険の契約内容を確認してみるとよいでしょう。



離婚をめぐる給付

弁護士 丸住 朋枝

1 離婚をめぐる給付の種類

離婚をする際には、①慰謝料、②財産分与、③養育費、④年金分割を、別居していても婚姻している間は、⑤婚姻費用（生活費）の請求を検討します。

2 内容

①慰謝料

相手方の不倫やDV（家庭内暴力）など相手方の不法行為が原因で離婚するときには、精神的苦痛に対する慰謝料の支払いを受けられる場合があります。

金額についての明確な基準はなく、裁判の場合、婚姻期間、子どもの有無、不法行為の態様などの個別具体的な事情から判断されます。

②財産分与

婚姻期間中に夫婦で築いた財産を原則として半分ずつに分けることをいいます。プラスの財産を分けるのが原則ですが、住宅ローンなどはマイナスの財産であっても考慮される場合が多いでしょう。

③養育費

子どもを育てる親が、子どもを育てていない親に請求する費用です。原則として、子どもが成人するまで支払いを受けることができます。

子どもを扶養する義務は、支払う側と支払いを受ける側双方が負っていますので、支払う側の収入だけではなく、支払いを受ける側の収入も考慮して金額が決まります。

④年金分割

婚姻期間中の厚生年金または共済年金の記録（標準報酬月額・標準賞与額）を分割するように請求できます。国民年金部分は分割の対象ではありませんし、相手方の年金全部の半分をもらえるというわけではありません。

⑤婚姻費用

夫婦間で分担する家族の生活費のことで、別居していても婚姻している間は、原則として請求することができます。養育費と同様で、金額は、支払う側と支払いを受ける側の収入によって変わってきます。

3 請求できる期間

離婚後、いつまでも離婚給付の請求ができるわけではありません。

請求できる期間は、①慰謝料は離婚後3年間、②財産分与と④年金分割は離婚後2年間です。③養育費と⑤婚姻費用は請求したときから認められ、過去にさかのぼって認められないのが一般的です。

4 早めに弁護士に相談を

離婚を検討される場合には、早めに弁護士に相談されることをお勧めします。

お金の問題について、当事者間で話し合いができた場合でも、公正証書を作成したほうがよいですし、話し合いができなければ、裁判所での調停や審判、訴訟などの法的手続きをとる必要が出てきます。

弁護士に早めに相談すると、どのように話し合いを進めていったほうがいいのかなど全体を見通して幅広いアドバイスを受けることができます。また、当事者間で話し合いができなくなった場合には、弁護士に依頼して交渉や裁判所での手続きを行うこともできます。

離婚について当事者間で話し合いを始める前に、ぜひ、弁護士にご相談ください。

memo

一口メモ

遺産分割における銀行預金の取扱いについて

弁護士 島田 健司

相続財産である預貯金については、従来の判例によれば、例えば、親が遺した500万円の預金を2人の子どもが相続した場合、子どもたちは、遺産分割の手続きを経なくとも、それぞれ250万円を金融機関に対して払い戻すよう求めることができるとされてきました。

ところが、近時、「共同相続された普通預金債権、通常貯金債権及び定期貯金債権は、いずれも、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはなく、遺産分割の対象となるものと解するのが相当である」とする判決が出されました（最高裁判所平成28年12月19日決定）。この判決によると、先ほどの例では、子どもたちが預金の払戻しを受けるには遺産分割の手続きが必要となり、これを経ずにそれぞれ250万円の払戻しを受けることはできないということになります。

もっとも、従前から、亡くなった方の預貯金の払戻しにあたって相続人全員の署名押印がなされた書面の提出を求める金融機関が多く、先ほど紹介した平成28年の最高裁決定はこうした金融機関の実務に沿ったものといえるかと思えます。

いずれにせよ、亡くなった方の預貯金は、一部の相続人だけで払戻しができるものではないので、その取扱いには十分に注意して、必要に応じて弁護士等の専門家のアドバイスを受けたほうがよいでしょう。



震災時における 建物賃貸借に関する諸問題

弁護士 室屋 隼人

- 1 この度の平成28年熊本地震において被災された皆様には心よりお見舞い申し上げます。
- 2 熊本地震以降、熊本県弁護士会では、震災に関連する法的諸問題について、電話無料相談、出張相談、震災ADRなど各種活動にまい進して参りました。数ある法律相談の中で、当職が特に注目しているのが建物賃貸借契約に関する諸問題です。相談件数として比較的多く、専門的内容であり、住居や事務所・営業所の利用継続に関する重大事項であり、住人の生活や会社の利益に直結する問題であるからです。以下、震災時（及び以降）における建物賃貸借契約に関する諸問題のうち、特に影響の大きな問題について紹介させていただきます。
- 3 まず、震災で借家が滅失した場合の賃貸借関係ですが、借家が滅失した場合、賃貸借契約は履行不能により終了し、後は敷金や保証金関係の清算の問題が残ることになります。滅失か否かの基準としては①建物の損壊の程度（賃貸借の目的となっている主要な部分が消失して賃貸借の趣旨が達成されない程度に達したか否か）と②経済的観点（修復が通常費用では不可能か否か）の両方の観点から判断する必要があります。
 罹災証明書の建物損壊の内容・程度についての判定結果と保険会社の判定結果が異なる場合があります。罹災証明書はあくまで、被災者が行政上の種々の給付を受けるに値する状況にあるか否かという観点から判定するのに対し、保険会社は行政とは異なる内部基準で査定を行っているため、行政と保険会社とで判定結果が異なる場合があります。判定結果に不服の場合は、第三者の立場で判断する専門家（不動産鑑定士、建築士など）の鑑定によらざるを得ませんが、鑑定のための時間と費用がかかり、結果によっては紛争が長引き、生活の安定の面で問題が出る可能性がありますのでご注意ください。
- 4 家主から建物の改修・修理のため一時退去を求められた場合の賃料の支払義務ですが、家賃の支払義務はありません。しかし、賃借人は目的物の保存に必要な修繕義務を負うとともに、権利を有するので（民法606条）、家主が賃貸物

の修理のために一時明渡しを求めてきた場合、賃借人はこれに応じなければなりません。よって、改修・修理のために一時的に仮住まいに引っ越した場合の引越費用やその他の諸費用を家主に請求することはできません。但し、修繕のために必要な行為である場合に限って、賃借人は受忍義務を負っていますので、①その修理が本当に必要かどうか、②必要だとした場合のどのくらいの期間退去するのが相当であるかを家主と事前に話し合うのが賢明です。

関連して、建物の損壊の内容・程度にもよりますが、①必要な修繕であり、②修繕が可能な場合には、家主に修繕要求が出来ます。借主の修繕要求が適法でありながら、家主が修理をしてくれない場合には、建物を使用収益出来ない割合に応じて賃料の一部支払いを拒むこと、さらには賃貸借契約の解除が出来ます。

- 5 次に、会社の売上回復まで賃料を免除あるいは減額すること、家賃や水道光熱費等の諸費用を敷金と相殺することの可否ですが、基本的には建物賃貸借の目的物はあくまで建物であるので賃料の減額は当然には認められませんし、敷金の相殺も当然には出来ません。但し、建物内の電気設備や給水設備の損傷により建物自体の利用・使用価値が利用できなくなった場合は、「建物」が一部使用不可能になったものとして、割合的に賃料が減額される可能性はありますし、契約内容によっては減額・免除される場合があります。この場合、賃料や諸費用の支払額・条件・方法（分割・免除など）については、家主との交渉や契約書の確認をすることが大事です。
- 6 その他、中途解約における「正当事由」（借地借家法28条）、立退料、原状回復義務など数々の問題がありますが、上記した問題を含め、問題を考える上でのポイントは「賃借人と賃借人の相互が負っている基本的義務について『対価関係』が成り立っているか」です。

震災を契機とする建物賃貸問題は法的問題が多く専門的分野であります。皆様におかれましては、些細な事でも構いませんので、是非、弁護士に一度ご相談頂ければ幸いです。

memo
一口メモ

法定相続情報証明制度

弁護士 内川 寛

今年5月29日からスタートした制度です。これまで、相続が発生した場合、例えば複数の金融機関に被相続人名義の預貯金口座があると、それぞれの金融機関に相続関係を証明する書類、すなわち被相続人の生まれてから亡くなるまでの戸籍関係や各相続人の現在戸籍等を提出する必要がありました。しかも、口座名義の変更には時間がかかるため、各金融機関に順番に資料を提出して、終わったら返してもらって、また提出するとなると、相当に時間を要する場合があります。こうしたわずらわしさを回避するため、戸籍等の資料を、相続関係図と一緒に法務局（登記所）に提出すれば、登記官がチェックをして間違いのないことを確認の上、その相続関係図に認証文を付ける「法定相続情報一覧図」の写しを交付するようにし、これが公的な証明として利用できるようになりました。この写しは、必要な枚数を申請して受け取れますので、複数の金融機関に同時に手続を取ることが可能になりました。また、預貯金口座だけでなく、不動産の登記手続などにも利用できますので、各種手続を同時並行してできることになりました。



熊本県弁護士会法律相談センター

弁護士 岡部 秀幸

法律相談のご予約は <096-325-0009> 電話受付時間:月~金 9:00~17:00

インターネットでは24時間予約受付中

1 弁護士が運営しているから「安心して」相談できる

最近では、様々なメディアで弁護士の活動や、法律事務所への広告を目にするようになりました。以前に比べれば、市民の皆様にとって弁護士が身近な存在になってきたのかもしれない。しかし、いざ実際に法的トラブルに見舞われた場合に、個人的に相談できる弁護士をご存じの方は、多くはいらっしゃらないようです。そのような場合に、誰でも安心して気軽に相談できる場所が、熊本県弁護士会が運営する「法律相談センター」です。

2 県内8ヶ所に相談センターがあるから「身近な場所で」相談できる

熊本県弁護士会では、相談を希望する方々が、移動時間をかけずに、身近な場所で相談が行えるよう、以下のとおり県内8ヶ所に「法律相談センター」を設け、弁護士との直接面談による法律相談を実施しています。

中心となる「熊本法律相談センター」は、アクセスを重視して、熊本市内の中心部である水道町交差点に面した加地ビル3階に設置しています。

また、県内の裁判所管轄に合わせて、「天草法律相談センター」、「県南・八代法律相談センター」、「阿蘇法律相談センター」、「人吉・球磨法律相談センター」、「荒尾・玉名法律相談センター」、「山鹿・菊池法律相談センター」を、それぞれ市民の皆様へのアクセスと利便性を考慮した場所に設置しています。さらに、平成28年熊本地震による被害が甚大であった益城町及び周辺自治体の皆様の復興支援を目的として、平成29年1月26日、「益城法律相談センター」を開設しました。

3 無料法律相談の制度があるから「気軽に」相談できる

相談料は1回30分、5400円(税込み)です。

もっとも、多重債務(サラ金やクレジットなど)の相談、交通事故の相談は無料ですし、遺言・相続の相談、労働問題(労働者側)の相談、民事・家事事件の係属中に代理人が付いていない方の相談は、初回の相談が無料です。

また、弁護士会の法律相談センターでは、法テラスと同様に、資力要件をみたくず場合(収入や貯蓄が一定の金額以下の場合)には、民事法律扶助制度による無料の法律相談をご利用いただけます。

4 熊本地震に関する無料法律相談を継続中

熊本県弁護士会では、平成28年熊本地震に関する無料電話相談・情報提供(フリーダイヤル0120-587-858)を継続しています。また、県内8カ所の「法律相談センター」では、熊本地震の被害に関する無料法律相談を実施しています。

なお、平成28年熊本地震に関して弁護士会が実施する無料法律相談の詳細については、熊本県弁護士会のホームページ(<http://www.kumaben.or.jp>)をご確認下さい。

5 法律問題のプロに「何でも」相談できる

弁護士は法律問題のプロフェッショナルですから、借金、離婚、相続、交通事故、不動産、労働問題、刑事事件などあらゆる法律問題について、解決・予防あらゆる観点から、適切なアドバイスをすることができます。

また、「法律相談センター」では、消費者被害事件、DV事件、労働事件、建築紛争事件、医療過誤事件、先物取引、証券取引被害事件、知的財産権関係事件、涉外事件、行政事件、高齢者・障害者に関わる事件といった特定の専門分野に対応するための体制も整えています。

6 まずはお気軽にご連絡下さい

弁護士会の「法律相談センター」は、市民の皆様へ、「安心して」「身近な場所で」「気軽に」「何でも」、ご相談いただける場所です。

法的トラブルにお悩みの方は、弁護士会の「法律相談センター」(096-325-0009)にご連絡下さい(ご相談は予約制となっております)。

なお、インターネットでは、24時間いつでも予約を受け付けております。是非、熊本県弁護士会のホームページ(<http://www.kumaben.or.jp>)をご確認下さい。

memo

一口メモ

刑事事件と被害者

弁護士 飯田 喜親

刑事手続で罪を問われるのは犯罪の加害者です。

これに対し、犯罪の被害者やその家族、遺族(以下「犯罪被害者等」といいます。)は長い間、刑事手続においてはカヤの外に置かれていました。

しかし、このような実態を問題視する声が高まり、2008年から犯罪被害者等が刑事裁判に参加できる制度(被害者参加制度)が始まりました。

参加できる裁判は、殺人、傷害致死、強姦、交通事故による傷害・死亡に至った罪等の裁判に限定されますが、参加が認められた犯罪被害者等は①裁判期日に出席する、②検察官に意見を述べて説明を受ける、③一定の証人に質問する(但し、内容には制限があります)、④被告人に質問する、⑤事実や法律の適用についての意見、被害に遭ったことのつらさや悲しみの気持ちなどを述べるすることができます。また、裁判所が認めた場合には、出席した犯罪被害者等と加害者・傍聴人との間に衝立を置いて、犯罪被害者等の姿を見えなくする遮への措置をとることができます。

お一人で悩まれるのは不安が多いと思います。弁護士が委託を受けて代理人となることもできますし、要件を満たせば国等が弁護士費用を負担する制度もあります。遠慮なくご相談ください。



荒尾市長 浅田 敏彦

熊本県弁護士会におかれましては、これまでも荒尾駅前のひまわり基金法律事務所の開設や本市の無料法律相談など、地域に密着した活動にご尽力いただき、深く感謝申し上げます。

さて、本市では現在、消費者トラブルも増えており、安心して暮らせる地域づくりの観点から、いつでも安心して弁護士に相談できる環境の充実は、市民にとって欠かせないものであると認識しているところでございます。

本市はこれから「住みたい、訪れてみたい、幸せを実感できるまち 荒尾」の実現を目指し、職員一同一丸となって取り組んでまいりますので、皆様の一層のご支援・ご協力をお願い申し上げます。



熊本商工会議所会頭
田川 憲生

仕事で知り合った人も多いが、飲み屋で知り合った人も多い。私の場合、どちらかという飲み屋で知り合った人の方がお付き合いは深く長い。

なぜなのだろうか。馴染みの飲み屋で、良く見かける人がいる。お互いだろうが、気になる存在である。ママも何となく、その間合いは分かっているようで、それこそ何となく紹介される。それまで、お互いに、お互いの会話や歌を聞いている上、仕事抜きだけに利害とは関係なく、まるで旧知の仲みたいに一気に仲良くなるのだろう。

これに対して、仕事で知り合った人とは、あくまで仕事上での付き合いで、仕事が変わると、それ以上の人間関係を深める人は、残念だが、意外と少ない。

宮田房之会長とは二十年ほど前、まさに馴染みの飲み屋で知り合った。ロアツンなど熊本の宝づくりに一緒に活動し、家族ぐるみのお付き合いも続けさせていただいている。



ちよつと一息



東海大学 九州キャンパス長
荒木 朋洋

一年前の震災で我々はかけがえない仲間を失いました。今なお哀惜の念に堪えません。東海大学農学部は今まさに復興の途上にありますが、震災後、熊本県をはじめ、多くの自治体、大学、企業の皆様から温かいご支援を賜り、改めて感謝申し上げます。

震災後、東海大学は阿蘇キャンパスで行われていた農学部の教育を、皆様からの多くのご支援やご協力により、熊本キャンパスで行うこととなり、経営学部、基盤工学部および農学部が熊本キャンパスにて教育を再開することができました。

震災から一年半を迎え、農学部では阿蘇キャンパスでの実習を再開すべく、阿蘇キャンパスに新棟の建設に着手いたしました。これもひとえに、震災直後より多くの方々からの学生支援や教育環境復興のための支援を、温かい励ましやお見舞の言葉と共に寄せていただいたためと感謝しております。改めて心より御礼申し上げます。

最後になりますが、本学では震災の記憶を風化させることなく、今後の教訓として後世に残すためにも、教職員一丸となり復興を目指し取り組んでまいります。今後ともご指導、ご支援の程、よろしく申し上げます。



熊本放送 アナウンサー
木村 和也

就職が縁で熊本生活を始めて27年目。熊本の情報に触れ、熊本でのライフワークを築き、とても刺激的で充実の時間があっという間に過ぎ、今なお計り知

れない熊本の魅力の虜になっています。

弁護士という仕事はある意味アナウンサーと同様に人の生活にどれだけ寄り添える存在になれるかが大切なことであると感じています。熊本地震の復興復旧から更に魅力ある熊本を築き上げていく為に、熊本は他県にはない安心で快適な暮らしができる先進県として法律やメディアと日々の生活の身近な架け橋役を果たしていけるよう相互理解と協力をこれまで以上に深めていければ幸いです。テレビやラジオを通じ私自身も一言入魂で仕事に励んでいきたいと思っています。



